

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月2日(木)午前9時30分から午前10時42分

2. 開催場所 役場2階 第6会議室

3. 出席委員(13人)

会長	1番	宮島 勇
会長職務代理者	2番	野澤 典生
農業委員	3番	青木 博子
	4番	飯澤 誠
	5番	小野 耕一
	6番	上島 栄子
推進委員		春日 昭利
		立澤 富朗
		根橋 俊夫
		大井田 亨
		小松 英幸
		有賀 則幸
		瀬戸 真一

4. 欠席委員(1名) 7番 北條 秀明

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について
<農業委員会ネットワークへの諮問案件確認>

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 農地利用集積計画(農地中間管理事業)について

議案第4号 農地利用配分計画(案)について

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による届出

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 赤羽 裕治
事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 山田 隆
書記 役場産業振興課農政係係員 小松 由季
役場産業振興課農政係 中澤 貴子

8. 会議の概要

<赤羽事務局長>

おはようございます。大変お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。また先日は、ソルガムの定植ということで大変お疲れ様でした。ありがとうございました。それでは、農業委員会総会を進行させていただきます。

開会を野澤会長職務代理、お願いいたします。

(開会)

<野澤会長職務代理>

おはようございます。朝からカッコウがにぎやかに鳴いていました。いよいよりんごの摘果が終わって、今度は私なんかはブロッコリーの収穫が始まり、その後スイートコーンが続いて大変忙しくなる中ではございますが、皆様には長時間慎重審議をお願いしたいと思います。これより6月度の総会を開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

(会長あいさつ)

<宮島会長>

どうもおはようございます。大変お忙しい中、お集まりいただきご苦労様です。30日にソルガムの植え付けをしていただきまして、大変ご苦労様でした。次の日の31日の朝、ちょっと寄って見えましたけれども、その前の晩に降った雨のおかげで非常に状況で苗が植わっていましたが、状態的には土も湿っていましたが、非常に良い状況で今後の成長を楽しみに思っています。皆様のご協力によりまして、楽しく、本当にまとまった作業ができて嬉しく思いました。今後ともよろしくお願いしたいと思います。

(議事録署名委員の指名)

<宮島会長>

3番の青木委員さんと4番の飯澤委員さん、よろしくお願いします。

<赤羽事務局長>

それでは議事に入りまして、議長を会長の方でお願いいたします。

(議事)

<宮島会長>

それでは、議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしく申し上げます。

【議案第1号、3条の規定による許可申請について1番朗読】

<山田事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住まいの A さんが所有いたします、

中央…番、地目は田、面積544㎡を、

中央…番地…にお住まいの B さんが取得するものです。

譲渡人の A さんは C にお住まいで、自宅から離れた申請地を管理することが不便であり、手放したいと思っておられました。

譲受人 B さんは、申請地近くにお住まいであり、耕作に便利なことから、申請地を取得し、健康のために野菜栽培をしたいということでもあります。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は29アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、上島委員、大井田推進委員から意見書をいただいております。

<大井田推進委員>

この件について、5月19日に B さんの代理人である D の方2名、上島農業委員、それから私の4人で現地確認を行いました。中央の…です。先ほどお話がありましたように、譲渡人の A さんは自宅から離れている農地を処分していきたいという意向がございまして、譲受人の B さんも遠い所から、高齢でもあるので近くの所なら自分でもまだできるということから、家族の手伝いをもらいながらも健康のため野菜等を作っていきたいという意向がありまして合意、購入を決められたということです。当該農地の南北面は宅地、建物が建っています。それから東北面は両方とも空いていて、農地としてもまだ使えていて良いかと思いますし、境界も明確で水利等も問題はないという確認をさせていただきます。ということで、ご審議のほどよろしく願いいたします。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたら挙手をお願いします。ないようですので、許

可・賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～2番朗読】

<山田事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は2ページを、配置図は3ページをご覧ください。

箕輪町大字中箕輪…番地にお住まいの A さんが所有いたします、

大字伊那富字大原…番…、地目は畑、面積494㎡を、

大字伊那富…番地…にお住まいの B さんが取得し、事業所用地を拡張し、駐車場を新設するための申請であります。

譲渡人の A さんは町外にお住まいのため、申請地を利用される予定がなく、農地の売却を考えておりました。

譲受人の B さんは、申請地隣接地で設備会社を自営しており、作業車両や従業員駐車場が必要となったため、利便性の良い申請地を取得し、駐車場を新設したい計画であります。

今回の申請については、計画変更申請も同時に提出されておりますのであわせてご審議をお願いいたします。当初計画者の A さんは、住宅を建築するため平成19年に5条の許可を受け申請地を取得しましたが、経済状況や生活状況が変わったため、事業を断念しておりましたところ、このたび今回の申請者である B さんより大型車2台分と従業員5台分の駐車場として購入したい要望があったため、計画変更をし、駐車場用地として売却することとなりました。

申請地は、10ヘクタール以上の広がりのある区域であり、農地法第5条第2項第1号口の第一種農地であります。集落に接続しており、また計画変更であることから許可はやむを得ないと判断いたします。

この件につきましては野澤代理、小松推進委員から意見書をいただいております。

<小松推進委員>

5月16日15時から、C の D さん、それから農業委員の野澤さんと私の3人で現地を確認させていただいております。先ほど事務局がおっしゃったことがほとんど全てなんですけれども、所有者の A さんは当初自分の家を親御さんのご希望で近くに建てて欲しいという話があって、ご両親のお家がこの土地の二つくらい下ですぐ近くにあるものですから、その近くの土地を取得して住宅をとということでお考えになって購入されたようなんですけれども、色々な事情があって現在箕輪町の方に住居を構えているということで、その土地はもう使う予定がないのでという話と、それからたまたまその土地の横に E さんというのがある話と、そこで仕事に使ったり従業員の駐車場にしたりということで、駐

車場の場所が欲しいということで探されておられたということで、両者の希望が合致して移転という形になったと思います。現在の土地ですけれど、当初住宅用地ということで事業計画されたんですけれども、その後箕輪町に移られてしまったということで、そのままの状態ということで住宅から駐車場ということで事業計画変更、それから所有権を B さんに移転するという二つの申請が出されておまして、その両方について確認させていただいたところなんです。一応現地を確認させていただいて、境界につきましては両隣が住宅になっておまして、平成19年に A さんに所有権が移転された時に、F 土地調査士さんが確認されているということで境界は明確になっておりました。周りの道路幅ですけれども、2m以上あって問題ないと思います。それから周辺農地への影響については、両側が住宅地ですので遠く離れた影響は考えられないというふうに考えております。以上、簡単な報告ですけれどもご審議をお願いしたいと思います。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたら挙手をお願いします。ないようですので、賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は4ページを、配置図は5ページをご覧ください。

大字辰野…番地にお住まい G さんが所有いたします、

大字辰野字天神原…番…、地目は田、面積688㎡を、

大分県^{はやみぐんひじまち}速見郡日出町…番地…にお住まいの H さんが取得し、太陽光発電施設を新設するための申請であります。

譲渡人の G さんは、高齢のため耕作できないことから、農地の有効利用を考えておりました。

譲受人の H さんは、申請地に太陽光パネル176枚を設置し、経営安定をはかるため、売電を行いたい計画です。なお、町外にお住まいですが、設備の管理等は今回申請地を紹介した I と管理委託契約をして定期的に行うため、周辺への影響は軽微であると考えます。

申請地は国道と鉄道に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりがない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、周辺の環境等を考慮したうえ、位置的代替性がなく許可はやむを得ないと判断いたします。

また、辰野町環境条例に基づく特定発電事業計画については許可済みです。

この件につきましては宮島会長、根橋推進委員から意見書をいただいております。

<根橋推進委員>

それでは私の方から調査状況を報告いたします。今、事務局から説明があったとおり、場所は J

へ行く道路のすぐ西側、JR 中央線のすぐ東側の所でありまして、付近はほとんど農地なんですけれども、今回の申請につきましては、土地については今まであまり耕作されていなかったようで、それを有効活用ということで、境界等については地籍調査実施地域でありまして明確になっておりました。周辺環境については特に重大なことはないと見まして、あと、町の再生可能エネルギー発電施設の設置及び維持管理に関する条例というものがあるわけですが、その条例による許可は得られています。ただ、一応懸念したのは今も説明がありましたけれども、設置者は大分県の方で、それでどうするのかということですが、今も事務局から説明がありましたとおり、岡谷市にある I への管理委託ということで管理されるようです。これについて、条例上問題はなかったのですかと、条例の方の担当事務局へ聞いたんですけれども、それについては特に問題ないと、ちなみのこの許可も H さんと I の両名に対して出ているということで、そういう形でそこを含めて許可されているということでしたので、今回についてはやむを得ないと判断をいたしました。以上です。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたら挙手をお願いします。

<春日推進委員>

一点確認なんですけれども、この周りの田んぼというのは基本的には全て管理された状態なのでしょうかとこのところが聞きたいです。その理由なんですけれども、発電施設なのである意味発電所です。それで、ここの周りが例えば耕作されていない状況だとした場合にちょっと気になるのが、やっぱり火災が発生した時に発電所に水をかけるというのはいないことなので、そこら辺の周りの状況を念のため確認させてください。

<根橋推進委員>

見たところ、南側は耕作地でブロッコリーかな、作っておられています。だから南側の方は特に影響はないんですが、東側は土手になっていまして大きな松がありますが、いわゆる畦畔です。そのすぐ上の段が畑地になっているんですが、この間の段階では荒れてはいなかったもので、今後耕作放棄されるか、そこまでは分かりませんが一応管理はされていました。一番北側は、荒れてはいなくて草は刈ってあるんですが、耕作は今のところされている状況はなく、小さい面積で、いずれにしても今後は大きな道路もないため、立ち会いをした行政書士の K さんの説明では、そこも含めて事業にあたっては何かの権利を取得したい、最低でも利用権ですかね、借りるような形でそこを確保して工事を進めたいということは言っていました。北側の方ね。基本的には、東側は大きな土手ですので大きな影響はないです。そこからは入れないということで、北側の方から入る格好になるようですが、そこについては権利を確保したいという意向のようです。

<宮島会長>

よろしいですか。

<春日委員>

今後の中で、当然そういう危険が考えられる。人の手が回っていかないというところが、農地というのは全体的に見渡してあり得るので、やっぱりこういった想定すべきリスクは何があるかと考えた時に、果たしてそれが例えば20年後に守られるのか、そこが気になりました。以上です。

<宮島会長>

許可の時に、町の方である程度規程というかそういうものがあるのか、今後の課題で考えていただければ良いと思います。

他に意見等がありますか。ないようですので、賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<山田事務局次長>

利用権の設定であります。計8件、10筆、面積は13,449㎡、詳細は議案書8ページの通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたら挙手をお願いします。ないようですので、賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第3号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について】

<山田事務局次長>

農地中間管理事業に関しまして、計1件、3筆の利用権の設定であります。詳細は議案書11ページのとおりでございますが、農地中間管理事業による中間管理候補農地整理簿に基づき、農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社と3筆、460㎡について10年7ヶ月の使用貸借権を設定するものです。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたら挙手をお願いします。ないようですので、賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第4号、農用地利用配分計画(案)について】

<山田事務局次長>

農用地利用配分計画(案)については、議案第3号で利用権を設定した農地について、農地中間管理機構から受け手へ利用権を設定するもので、すべての農地について認定農業者であり人・農地プランに位置づけられた担い手へ集積されます。詳細は同じく議案書11ページのとおりであります。Lへ3筆、460㎡について10年7ヶ月の使用貸借権を設定するものです。

所有者もしくは相続人代表者と農地中間管理機構との間、および農地中間管理機構とLとの間ではそれぞれ事前合意がなされておりますが、農業委員会は意見を述べる事ができますので、皆様のご意見を伺いたいと思います。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたら挙手をお願いします。ないようですので、賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

報告事項

<山田事務局次長>

農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約計3件、議案書の12ページの通りであります。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

報告事項は以上でございます。

その他

○農業委員会活動記録簿の提出について(事務局 小松)

→総会終了後に前月分の活動記録簿提出を提出していただく。

最適化活動の日数(県の目標目安10日/月)には、総会や研修会への出席日数を含むことができない。記録簿のしおりのカラー刷り部分が最適化活動とみなされるため、再度確認していただきたい。委員会全体で取り組んでいるソルガム栽培作業は、3—⑤に該当する。

<立澤推進委員>

活動記録簿に記入する「農地の見回り」について、地番まで書かなければならないのですか。

<事務局 小松>

それについては書かなくても良いです。ただ、異常があった場合は地番を書いたり事務局に地

番を問い合わせたりしていただきたいと思います。

○農業者年金加入推進ニュース No.2及び加入推進用チラシ・タオルの配布について(事務局 小松)

→配布資料に基づき説明。加入対象者の掘り起こしに協力いただきたい。年金に関する説明は事務局で対応できる範囲で行う。

○令和4年度「食育月間」における食育の推進について(事務局 小松)

→配布資料に基づき説明。

○農地相談会について(山田事務局次長)

→先月の総会で実施していく決定をいただき、その方法について資料を作成した。配布資料に基づき説明。7月から毎月第3水曜日に実施していくこととする。

<根橋推進委員>

この活動は先ほどの最適化活動には該当しますか。

<事務局 小松>

相談内容にもよると思いますが、農地の売りたい・貸したい相談等であれば該当すると思います。相談会に出ただけであったり誰も来なかったりしたら、該当してこないと思います。

<根橋推進委員>

誰も来なかった時は、それはしょうがないと思います。

<飯澤委員>

そうであったとしても、「2-③関係機関との打ち合わせを行った」に入れても良いと思う。

<赤羽事務局長>

(最適化)活動には入れて行って良いと思う。

<根橋推進委員>

関連して、相談受付カードを作ってもらったのは良かったと思いますが、受けた相談は内容によっては関係する委員さんに速やかに連絡を取って具体化できるものはして活動していくということでしょうかね。時間をおくと、来た方は期待してしまうので、進むんじゃないかと思うので、速やかに連絡を取らせていただくということで、お互いがそういうふうに情報共有していくということをお願いしたいと思います。事務局の方を通じて連絡してもらおうようになると思いますけれど。

<野澤会長職務代理>

これは人・農地プランの方にも連携していくということで良いですか。

<事務局 小松>

良いと思います。

<野澤会長職務代理>

ちなみに、今年は人・農地プランはありますか。

<赤羽事務局長>

貸したいということになれば、人・農地プランの担い手にどういう人がいる等を含めて仲介役をしていただければという部分もありますので、それは今、根橋推進委員さんが言われたように各所につないでいっても良いだろうし、たつの営農でしたら事務局サイドでもできます。

<野澤会長職務代理>

作ってもらった資料を事前に読み込んで、どういう話がきたらどういう対応をするのかということを集まらなくても簡単にレクチャーできれば、飯澤委員はそういうことを色々経験されてきた方なんで分かるんですけど、私たちは正直言ってそれをどう持っていったら良いのか分からないので、これがあれば相談窓口が整理されているのでおよそ行けるのかなと思います。ただ、私たちはそのことについてはどこにつないでおきますというだけでは済まないと思いますが、その辺は他の方はどうでしょうか。

<赤羽事務局長>

この資料の最終ページにある流れ的な部分は、事務局サイドとして思いつくことを書いただけですので、今後相談会を開催してここにないような部分も出てこれば追記もしていきますし、資料的な部分も委員の皆さんに色々覚えていただくとか、知っている部分も当然活用していただければと思いますけれど、そういう部分の提供は順次していきたいと思っていますので、まだスタートし出すばかりでどんな形か分かりませんし、ここにも書いてあるように、事務局は誰かが待機しておりますので重要な問題があればそちらの方に駆け付けられるようにしておりますのでよろしく願いいたします。資料等内容的な部分の手元があれば相談に応じやすいという部分については、こちらでも提供できる部分は充実させていきたいと思っていますのでお願いします。

<飯澤委員>

今、野澤さんが心配されていたことはとても大事なことかなと思いますけれども、こういう窓口をもって相談に来られた案件について、個人情報の問題がなければこの席で前月のこんな相談があった

という情報を共有してもらったり、それからその解決がすぐにできる問題というのはなかなかないかもしれないと思うんですね。その場合に、相談に来た方にこういうことで今調査したり相談したりつないでいるけれどどうですということを返してあげる形をとっていかないと懸念が出てくると思います。せっかくやった成果が出る形にしていけないといけないと思いますので、そのことだけ注意した方が良いでしょう。

<赤羽事務局長>

今の意見については、対応していきたいと思います。よろしいですかね。そういう形で、今回の農業委員会の中で農地相談活動ができるかと思っておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

○遊休農地発生防止・解消対策(ソルガム栽培)について

過日は、大変お忙しいところを活動にご協力いただきましてありがとうございました。今会長さんの方からも話がありましたが、順調に、たまたま雨が降って、私も気にはしていましたが良かったと思います。ソルガムにつきましては、事務局からもこの間説明がありましたが、ソルガム、たかきび、コーリャン等色々呼び名があるようですけれども、一応町内の農業団体は統一して「ソルガム」ということで進めていくということです。町農業再生協議会の方でも、そういうようなことでこの間総会で提案され、全体としても推進していくということになりました。最初の目的が、我々も頑張りますが、この成果を農業者の皆様を広げていく中で、これが基幹作物になるとは思っておりませんが、それでも収入を得られる一つの選択肢ということで、かなり販路が確立されてくれば農家収入から見た場合はかなり有力になってくるのではないかと考えておりますので、我々もそういう意識を持ってこういう経過も知っていただきながら、要は農家の皆さんにこういうものがあるということで広げていきたい。特に、荒廃地については有害鳥獣の被害も鳥が若干あるかもしれませんが、その他は比較的少ないと思いますので、そんな意識をお互い持ちながら進めていければ良いと思っていますので、よろしくお願いいたします。具体的な作業は、今後草取りになります。様子を見て、事務局と相談してまた日を決めたいと思います。だいたい2回ぐらいやれば、6、7月、お盆前にやっていけば、あとはソルガムが一気に大きくなりますので、草負けはしないだろうとみています。また、草刈りを短時間でできるように準備いたしますので、ご協力いただければと思います。以上です。よろしくお願いいたします。

<赤羽事務局長>

ありがとうございました。参考までに、先ほどの議案書の8ページでございますが、利用権の設定の中の澤底の圃場で、借受人を根橋推進委員長になっていただいて、所有者の方から借り受けて耕作するというので、提出等もさせていただいておりますのでご承知をお願いしたいと思います。

<小野委員>

先月配っていただいた遊休農地の利用意向調査について、どの程度まで調べたら良いか分からないので、もう少し説明をしていただいて、この調査は去年初めてなのか、今までずっとやってきているのか、このリストの方全員に届いているのか。聞いたら1回しか出していないので、来年以降は出ていない人にはもう1回郵送したらよいかなどという意見も含めまして、もう一度ご説明願えればと思います。

<事務局 中澤>

農地利用意向調査ですが、毎年9月に行われております農地パトロールの結果でまだ耕作ができるであろうと、A 判定とされた農地の所有者さんに対して意向調査というのを行っております。これは、もうずっとやっていることで、今までは、農地利用意向調査に関しては1回通知をすれば、もうその後はしなかったんですが、今年度から、意向調査に関しては A 判定とされた農地の所有者全員に対して行ってくださいということになりまして、今まで送られていない方もいらっしゃいますし、過去数年前には同じ意向調査を送られている方も中にはいらっしゃいます。その意向調査で何を知りたいかというのは、A 判定ですので、大切なのは次の年の結果で、今回利用意向調査で例えば中間管理機構に貸し出したいよ、もう耕作ができないので誰か探してほしいという所有者側の意向を受けて、中間管理機構に貸し出したいという所に印を付けていただいた方に対しては、こちらの方から中間管理機構にそのリストをお渡ししております。その上で、中間管理機構にできるかできないかという返事をいただいている状況です。それ以外に、例えば近所の方にやっていただきたいとか、他の方に耕作してもらいたいとか、もうここは A 判定とされたものの、所有者さんとしてみたら遠方に住んでいるから今後も改善する見込みはありませんとか、色々なご事情を抱えている方もいらっしゃいますので、そういった意向を聞いた上で、次の年の農地パトロールにおいて、1回前年度に A 判定とされた所が今年も A 判定なのか、それとも本当に荒れてしまって手がつけられない状態になっているのか、そういう所を毎年毎年調査の参考にさせていただきたいということで行っている調査です。どこまで聞いていただくかという、例えば既に所有者さんが施設に入られてしまっていないとか、そういう状況で何も管理していない所に関しては、その先、細かい所までは調べていただかなくて結構ですが、今の状況で、もし所有者さんがそこを管理される、もしくはお近くに住まわれているようであれば、その農地に対して今後売りたい・貸したいというご意向、後は自分でこれから何とか定年になるから耕作したいよというような今後の農地の使い方について簡単にお伺いしていただくだけで結構ですので、それに対して翌年、また翌年ということで、その農地に関してはずっと追っていくための資料として、毎年意向調査を行わせていただいております。どうしたいかという意向までを伺える範囲で聞いていただければ結構です。

<青木委員>

いただいたものを見ると、ご住所とお名前だけなんですよね。連絡するのにもおじゃまするのにも、電話番号は入っていないので、地番と電話番号を照らし合わせて自分で調べていくということですね。

<事務局 中澤>

こちらで情報をお出しします。今回お配りした資料には電話番号等載せていないので、その時に送った通知しかお渡ししていないので、この方に聞きたいということがあれば、事務局に言っていただければ連絡先等お教えいたしますのでまたおっしゃってください。

<上島委員>

いつまでにということはありますか。

<事務局 中澤>

9月から農地パトロールが始まりますので、できればその前まで、8月位までにいただければ良いかなと思います。

<赤羽事務局長>

細かい部分で分からない点は、また事務局の方にご相談いただければと思います。

<春日推進委員>

活動記録簿について、この活動内容の中に例えば小野地区では昨年豪雨災害でかなりダメージを受けた所があります。それは、当然畑とか田んぼへ行く道の際だったり、そういう所の土手が大きく崩れていたりして、そういう所を毎日のようにいつ工事に着手するのかと気になって見ている。あともう一つ、自分の田んぼの水の取り入れ口の上の方で、気づかなかつた陥没した穴みたいなものがある、それを今工事しています。そうすると何が起きるかという、取り入れ口が毎日のようにゴミで詰まる。だから、その上の所の工事が終わらなければいけないというのが気になる。当然、もう田んぼは作付けしてあるのでね。そういう風に見回りするんですよ。農地とか、田んぼとか畑を見るわけではないんですけれども、要はそれに関連するインフラ、道路や水利の確認をしに行くという活動も、この最適化活動に当てはめられるのか気になって質問しました。

<事務局 小松>

そうですね。農地、農業に関連していますので、農地等の見回り等に該当すると思います。

<赤羽事務局長>

他にございますか。

<立澤推進委員>

地図4ページの太陽光のことなんですけれども、既に太陽光転用済みという表示で、言ってみれば畑や田んぼの虫食い状態に太陽光発電施設ができていますけれども、これはなくずに

どんと行くのか、どうなんですか。それが考えられることなのか、それとも周りの農家の人たちが迷惑がってしょうがないねと言うことになっているのか、そこら辺の設置済みの人とか、所有者の人とか、今回は設置者が大分の人ですよ。今までのこの設置済みになっている人たちはどこの人たちなんですか。やっぱり県外が多いですか。

<事務局 小松>

今虫食い状態になっていて、一帯的に見たら大規模になっていくことの懸念につきましては、間もなく町の条例の方でちょうどその改正が行われる予定で、近隣で太陽光をやっている場合は事業者が違っていても一帯と見なして、そこではもうできないという規制がかかることになっています。

事業者がどこの人なのかにつきましては、町内の方もいらっしゃいますし、県外の方もいらっしゃってそれぞれです。

<赤羽事務局長>

よろしいですか。他、ございますか。ありがとうございます。

○今後の予定(赤羽事務局長)

次第裏面参照

○次回委員会総会開催日:7月4日(月)9時30分 役場第6会議室

(閉会)

長時間にわたりまして、皆様には慎重審議ありがとうございました。これから日も長くなって、皆さんも欲をかいて仕事をして無理しすぎないように、また暑くなりますので体調には気を付けて農作業にあたっていただきますことをお願いして、閉会の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

※総会終了後、農業者年金加入推進対策会議開催

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日
会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印